

証言における認識的信頼は 信頼たりうるか？

—— 認識的に信頼することの本性 ——

高萩智也 (慶應義塾大学)

篠崎大河 (慶應義塾大学)

阿部裕彦 (慶應義塾大学)

応用哲学会第14回年次研究大会

2022年5月28日

目次

- はじめに
- 1. 認知的信頼とマックローの定式化（阿部）
 - 1.1 信頼の哲学の枠組みを用いた認知的信頼の分析の試み
 - 1.2 マックローが考察の対象とする認知的信頼
 - 1.3 信頼の特徴
 - 1.4 マックローによる認知的正当化の定式化
- 2. マックローの認知的信頼は信頼たりうるか（篠崎）
 - 2.1 間人格的信頼の道德性
 - 2.2 マックローの定式化の問題点
 - 2.3 コミットメント説による再定式化と課題
- 3. 適切に主張するとは何をすることか？（高萩）
 - 3.1 話し手の能力について
 - 3.2 伝え方について
- 認知的信頼とは何か
- おわりに
- 参考文献

はじめに（1）

- 私たちは日常生活や学問的探究の中で、互いに**信頼**しあって生きている



はじめに (2)

- 20世紀のおわりごろから、A. ベイヤーが提示した枠組みによる「信頼」の研究が英米圏の哲学者たちによって活発化する
 - Holton, R. (1994); Jones, K. (1996); Hardin, R. (2002); Hawley, K. (2014); D'Cruz, J. (2020) etc.
 - ❖ ただし哲学の歴史上、「信頼」の研究は古くからさまざまなものがある (cf. 小山 2018)



はじめに (3)

- さらに最近になって、信頼が実践的な領域だけでなく、認識的な領域でどのような役割を果たしているかが注目されはじめている
- 信頼の哲学, 証言の認識論
 - Orrigi 2004, 2008, 2019; McMyler & Ogungbure 2018; Kallestrup 2020; Broncano 2008; Adler 1994

はじめに（４）

■ 認知的信頼と証言(testimony)

- ある話し手が特定の聞き手に対して何かを述べる
- 聞き手は聞いたことで知識を獲得しうる



はじめに（5）

- 問題：認識的信頼とは何か
- 方法：信頼の哲学と証言の認識論
- 結論：話し手が聞き手を熟慮する認識主体として扱うことにコミットしていると聞き手が期待している

本発表の流れ

- 第1節 マックローの紹介 (阿部)
- 第2節 マックローを批判する (篠崎)
 - マックローの定式化では、認識的信頼が信頼ではなくなってしまうことを示す
 - コミットメント説を使って、認識的信頼が信頼たりうることを明らかにする
- 第3節 ヒンチマンを使って、コミットメントの中身を明らかにする (高萩)

1. マックローによる 認識的信頼の定式化

1.1 信頼の哲学の枠組みを用いた認識的信頼の分析の試み

- McCraw 2015 : ベイヤー以来の信頼の哲学の枠組みを使って認識的信頼を分析する
 - 信頼の哲学を踏まえたとき、認識的信頼とは何か
- ※ 認識的信頼がどのように認識的正当化に関わるかは別の問い。
 - マックローは、認識的信頼を認識的徳の一つと見なすことができることを示すことで説明しようとする (McCraw2014; McCraw 2019)。

1.2 マックローによるtrust-inとtrust-thatの区別(McCraw 2015: 414)

- Trust-in
 - ある主体Hが何らかの信念pについて**誰かSを**信頼する
- Trust-that
 - ある主体Hが（誰かSを通して）**何かpが真であるということを**信頼する

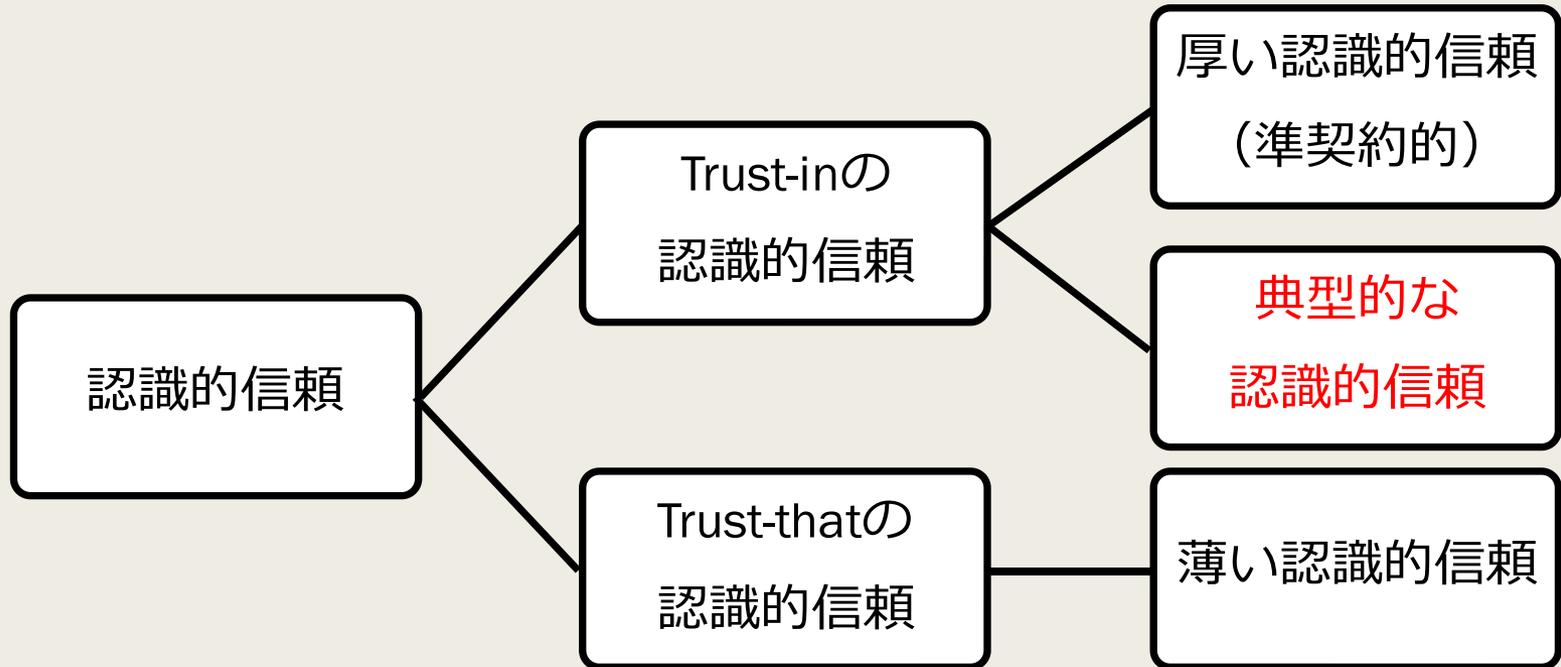
1.2 trust-inとtrust-thatの区別 (McCraw 2015: 414)

- 認知的信頼はtrust-inとして考えるべき。
 - 「(誰か) への信念(belief in (a person))は (ある命題が真である) という信念(belief that (a proposition is true))に還元できない」 (McCraw 2015: 414)

1.2 認識的信頼の「厚い」概念 と「薄い」概念(McCraw 2015: 414-5)

- 「厚い」概念：準契約的(quasi-contractual)な信頼
 - 明示的に真であることを伝えてもらう契約を交わしている場合
- 「薄い」概念：trust-thatの信頼
 - 聞き手がすでに知っている事柄についての話し手の発言を聞くとき、聞き手は話し手を信頼するのではなく、内容を信頼している(cf. Anscombe 1979)
- 「厚い」認識的信頼も「薄い」認識的信頼もマックローは典型的な認識的信頼でないとして扱わないが、認識的信頼からこれらを除外するわけではない。

1.2 マックローの考察対象



1.3 信賴の特徴

a) 三項関係(McCraw 2015: 416)

- 信賴は三項関係である
 - 信賴者A、被信賴者B、AがBに信託することC
 - AがCに関してBを信賴する
 - C : 行為、態度、命題など
 - ※信賴の哲学ではCには通常は行為が入る

- cf. 二項関係の信賴概念 : 信賴者Aと被信賴者Bのみ
 - AがBを信賴する

- Horsburgh 1960; Baier 1986; Holton 1994; Jones 1996; Hawley 2014

1.3 信頼の特徴

b) 信頼 = 依拠 + 期待

■ 信頼の構成要素

- ①依拠(reliance)：頼りにしているということ
- ②非信頼者の状態や性質への期待(※)：
 - 単に、被信頼者BがCするだろうと信頼者Aが思っているだけではなく、AはBに対して情動的態度(affective attitude)をとっている
 - 信頼の哲学では通常、期待の対象に道徳的要素が来る
 - 例：善意(Baier 1986; Jones 1996)、コミットメント(Hawley 2014)、責務(Kelp & Simion forthcoming)など

※マックローはconfidenceと呼ぶ

1.3 信頼の事例

親が保育士に子どもを預けるとき、親は保育士を、子どもの面倒を見てもらうことについて信頼している

- 依拠：親は保育士に、保育士が子供の面倒を見てくれることについて依拠している
- 被信頼者の状態や性質への期待：親は、保育士が子どもの面倒を見ると、なんらかの規範的な仕方で予期している
 - どのような規範的な仕方で予期しているのかには論争がある
 - e.g. 信頼者への善意を動機として期待している、信頼者に対してコミットメント（約束）を持つと期待している、信頼者が責務を持つと期待している

1.3 単なる依拠と信頼

- 単なる依拠
 - 人間以外にも依拠できる
 - 依拠した通りに相手が何かをしなかった場合、当てが外れるだけ(disappointment)
- 信頼
 - 依拠の一種ではあるが、単なる依拠ではない
 - 信頼の対象は典型的には人間・行為者
 - 信頼した通りに相手が何かをしなかった場合、単に当てが外れるだけでなく、裏切られた(betrayal)と感ずることが適切である

1.4 認知的信頼の満たすべき4つの条件(McCraw 2015: 419-21)

- 認知的条件
 - (1) 聞き手に信念を生み出す
 - (2) 話し手と聞き手とのコミュニケーションが、聞き手が信念を獲得する原因である
- 信頼に関する条件
 - (3) 依拠：聞き手の信念獲得は、話し手のコミュニケーションに依拠している
 - (4) 期待：聞き手が話し手に情動的態度をとっている

1.4 (4)の条件についてのマックローの見解(McCraw 2015: 423-5)

- 信頼の哲学では、通常、期待の対象には道徳的要素が来る
- マックローの方針：認識的信頼を分析する目的のもとでは、期待の対象として、道徳的要素ではなく認識的要素が来るべき
 - マックローによる認識的信頼の(4)の条件の定式化：
話し手が認識的に聞き手よりもよい位置にいると聞き手が見なしている

1.4 マックローによる認識的信頼の分析

HがpについてSに認識的信頼を置くのは、次のときであり、かつそのときに限る。

(1) Hがpと信じ、かつ、

(2) HはSがpと伝達している(communicate)と見なしており、かつ、

(3) Hは、Hのpという信念について、Sの伝達（とHに思われるもの）に依拠しており(rely on)、かつ、

(4) Hは、Sを、pについて認識的によい位置にいると見なしている。（McCraw 2015: 425）

Sect. 1のまとめ

- 信頼の哲学の枠組みで認識的信頼を分析する
- 「信頼」 = 依拠 + 期待（対象は道徳的要素）
- マックローは期待の対象を、道徳的要素から認識的要素に変えた

2. マックローの認識的 信頼は信頼たりうるか

マックローの認識的信頼は信頼たりうるか

- マックローの分析は認識的信頼の本性の解明に一つの有益な視座を提供している
 - 信頼の哲学の枠組みを意識的かつ明示的に用いている点で評価できる
- しかし、発表者らの考えでは、いまだ不十分な点がある
 - 彼の分析では、認識的信頼が本当に信頼と言えるかが不明瞭になっている
 - というのも、単なる依拠との違いが不明瞭になっているからである

2.1 間人格的信頼の道徳性

- 信頼は依拠の一種だが、単なる依拠ではない
- 見込み違いの信頼と見込み違いの単なる依拠に対する我々の反応は異なるから
 - 依拠が見込み違いでも、当てが外れた(disappointed)と言われるだけ
 - 信頼が見込み違いだと、裏切られた(betrayed)と言われる

単なる依拠の場合

- カントの規則正しい習慣的行動を見て時計を合わせる彼の隣人について考えてみよう (Baier 1986: 235)
- 例えばその隣人は、正しい時間に散歩して時計合わせに役立ってもらうことに関して、カントに依拠している
- 仮にカントが寝坊をして遅れた時間に散歩をしても、彼の隣人が彼に対して怒りを感じたり、裏切られたと感じることは適切ではない

信頼の場合

- カントと待ち合わせしている人について考えてみよう
- その人は、カントを、時間通りに待ち合わせの時刻に現れることに関して信頼している
- カントが来なかったなら、その人がカントに対して怒りを感じたり、裏切られたと感じることは適切である

2.1 間人格的信頼の道徳性

- 裏切りの概念と結びつくことは信頼を単なる依拠から分ける重要な要素の一つである(Baier 1986: 235; Hawley 2014: 2)
 - 「信頼することは裏切られうるか、少なくともがっかりさせられるのであり、単に当てが外れるだけではない」(Baier 1986: 235)
- 信頼は「規範的評価のための重要なカテゴリー」である(Hawley 2014: 2)
- 信頼が裏切られうるものである原因となる要素を特定し、単なる依拠との違いを明確化することがベイヤー以来の信頼の哲学の一つの目的である

2.1 間人格的信頼の道徳性

- 例えば、ベイヤーは信頼の善意説(goodwill view)と呼ぶべきものを提示する(Baier 1986)

AがBを、Cに関して信頼する \leftrightarrow

1. AがBに、Cに関して依拠し、かつ
 2. Aが、BがCする(Cを気にかける)動機がAへの善意であると期待する
- 善意説によると、善意への期待がある依拠を信頼たらしめる道徳的要素である

2.1 間人格的信頼の道德性

- なんであれ、間人格的な認識的信頼を定義するならば、そこからその規範的評価たる所以である道德的要素を取り除くことは望ましくない
- マックロー自身、間人格的ではない信頼の「薄い概念」は考察の対象から除外する
- それゆえ、認識的信頼における道德的要素の所在を明らかにしなければならない

2.2 マックローの定式化の問題点

- しかしマックローは認識的信頼の定義を「薄い」ものへと近づけている
- 善意説において期待の対象は道徳的要素であった
 - 被信頼者が善意を持つことへの期待
- しかしマックローは期待の対象を認識的要素に入れ替える
 - 被信頼者が認識的によい位置にいることへの期待

マックローによる認識的信頼 の分析

HがpについてSに認識的信頼を置くのは、次のときであり、かつそのときに限る。

- (1) Hがpと信じ、かつ、
- (2) HはSがpと伝達しているを見なしており、かつ、
- (3) Hは、Hのpという信念について、Sの伝達（とHに思われるもの）に依拠しており、かつ、
- (4) Hは、Sを、pについて認識的によい位置にいると見なしている。（McCraw 2015: 425）

2.2.1 道徳的要素の欠如

- これにより、マックローの定義からは、それを信頼たらしめる道徳的要素が一見して抜き取られている
 - 信頼ではなく単なる依拠に見える
 - 仮に認識的によい位置にいるという期待が見込み違いでも、それは裏切られた(betrayed)というより、当てが外れた(disappointed)の域を出ない
 - trust inよりもtrust thatに近づく
- 認識的信頼の間人格的信頼としての本性が不明瞭になっている

2.2.2 問題の原因

- マックローが信頼の道徳的要素を認識的要素に入れ替える理由は、おそらくマックローが信頼の善意説を念頭においていたことにある
 - マックローは主に善意説の文献を参照する(e.g. Baier 1984; Jones 1996)
- 認識的信頼にとって善意への期待という条件は強すぎる
 - 話し手が証言する動機が善意であるということを聞き手が期待しなくても、認識的信頼は成立しうるように思われる
 - 例：駅員が電車の行き先について証言する動機が、善意ではなく職務上の義務感と聞き手が思う場合

2.3 コミットメント説による再定式化とその課題

- たしかに、認識的信頼にとって善意説は強すぎる
- しかし、それを理由に道徳的要素自体を取り除くのは早計である
- というのも、信頼の哲学において指摘されているように、信頼が含むべき道徳的要素が善意への期待である必要はないからである(Holton 1994, cf. McLeod 2020)
- 実際に善意説以外の選択肢もある
- その一つとして本発表で注目したいのは、キャサリン・ホーリーが提案した、信頼のコミットメント説である
(Hawley 2014)

2.3.1 信頼のコミットメント説

- コミットメント説によると、信頼は次のように分析される態度である(Hawley 2014: 10)

AがBを、Cに関して信頼する \leftrightarrow

1. AがBに、Cに関して依拠し、かつ
2. Aが、BがCする(Cを気にかける)コミットメントを持つと信じる

2.3.1 信頼のコミットメント説

- ここで言うコミットメントとは、弱い約束概念である
 - すなわち、（Cが行為であるなら）Cする約束をすることは、Cするコミットメントを持つことの十分条件である
 - 例えば、AがBに時間通りに来ることに関して依拠し、かつAが、BがAに対して時間通りに来る約束をしていると信じることは、AがBを、集合時間通りに来ることについて信頼することである

2.3.1 信頼のコミットメント説

- 以上のような例を見ると、マックローとホーリーはそもそも考察の対象が異なるように思われるかもしれない
 - コミットメント説はマックローが初めに考察から除外するとした信頼の準契約的な「厚い概念」を用いているように見える
- しかし、そうではない
- というのも、ホーリーはコミットメントに関して、極めて薄い概念を用いるからである
 - それは準契約的ではないものも含む

ホーリーのコミットメント概念

コミットメントは明示的でも暗示的でも、重要なものでも些細なものでもありえ、役割や外的状況によってもたらされうるし、デフォルトで持っているものでも獲得されたものでも、歓迎されたものでも歓迎されないものでもありうる。〔…〕我々がそれを負わないという段階を踏まない限り、相互の予期と慣習は、コミットメントをもたらす。(Hawley 2014: 10)

2.3.2 コミットメント説による 認識的信頼の定式化

- 薄いコミットメント概念を採用することによって、コミットメント説は善意説よりも認識的信頼の説明として適格になっている
 - コミットメント説が善意説よりも弱い道徳的条件によって信頼を定義しているから
- 以上のような意味でコミットメントを持つことは、善意を持つことを含意しない
 - マックローが懸念したと思われるような、認識的信頼に強すぎる条件を課す事態は避けられる

2.3.2 コミットメント説による 認識的信頼の定式化

- コミットメント説は、善意への期待なしで認識的信頼が成立しうることを認める
- それゆえ認識的信頼にとっても強すぎない信頼の分析を提供しうる
- 実際、ホーリー自身もコミットメント説によって証言の場面における信頼の分析を試みている(Hawley 2014 sect. 8)。

2.3.2 コミットメント説による 認識的信頼の再定式化

- ホーリーによると、証言は「適切に主張する(assert properly)」こと含む(Hawley 2014: 17)
 - そして適切に主張することは**必然的にコミットメントを含む**(ibid.)
- この考えを用いると、マックローによる認識的信頼の定義は次の要素を含めることで十全に信頼と言える

聞き手 H は、話し手 S がある命題 p と適切に主張するというコミットメントを持つと期待する

- この条件を**コミットメント条件**と呼ぼう
- これはマックローの定義のどこに位置付けられるか

マックローによる認識的信頼 の分析

HがpについてSに認識的信頼を置くのは、次のときであり、かつそのときに限る。

- (1) Hがpと信じ、かつ、
- (2) HはSがpと伝達していると思っており、かつ、
- (3) Hは、Hのpという信念について、Sの伝達（とHに思われるもの）に依拠しており、かつ、
- (4) Hは、Sを、pについて認識的によい位置にいると思っている。（McCraw 2015: 425）

2.3.2 コミットメント説による 認識的信頼の再定式化

- 条件4は本来道徳的要素であったものが認識的要素に置き換えられたものである
 - 条件4：Hは、Sを、pについて認識的によい位置にいると見なしている
- しかし、これを再び道徳的要素（コミットメント条件）と入れ替えるべきではない
 - 条件4はそれ自体として認識的信頼にとって重要な認識的要素であるように思われるから
 - 条件4がコミットメント条件の代わりにならないのと同様にコミットメント条件も条件4の代わりにはならない

2.3.2 コミットメント説による 認識的信頼の再定式化

- では、コミットメント条件は第五の条件としてマックローの定義に付け加えられるべきものだろうか
- そうでもないように思われる
- というのも、コミットメント条件は、マックローの提示した条件2が含むべき道徳的要素を明らかにするものと思われるからである
 - 条件2 : HはSがpと伝達していると見なしている
 - コミットメント条件 : Hは、Sがpと適切に主張するというコミットメントを持つと期待する
- 条件2は、コミットメント条件として明確化されうる
- それゆえ、再定式化は次のようになる

コミットメント説による分析

HがpについてSに認識的信頼を置くのは、次のときであり、かつそのときに限る。

(1) Hがpと信じ、かつ、

(2) Hは、Sがpを適切に主張する(assert properly)というコミットメントを持つと期待し、かつ、

(3) Hは、Hのpという信念について、Sの主張（とHに思われるもの）に依拠しており、かつ、

(4) Hは、Sを、pについて認識的によい位置にいると見なしている。

2.3.2 コミットメント説による 認識的信頼の再定式化

- 以上の再定式化により、認識的信頼の道徳的要素が明らかになる
- 認識的信頼は本質的に、適切に主張することに対するコミットメントへの期待を含む
- 認識的信頼が裏切られうることは、コミットメントが破られうることとして説明される
 - 認識的信頼を裏切ることが悪いのは、それがコミットメントを破ることであるから

2.3.3 再定式化の課題

- しかし、適切に主張する(assert properly)ということが具体的にはどのようなことなのかは明らかではない
 - ホーリーもそれに関してはオープンにしており、詳細な検討は加えていない(Hawley 2014: 17)
 - 彼女の目的は、あくまでコミットメント説における証言と信頼の関係を述べることだけだから
- 認識的信頼の本性を明らかにするためには、適切に主張することの内実を明らかにすべきだろう

Sect. 2のまとめ

- マックローの認知的信頼の定式化は第四の期待の対象から道徳的要素が抜き取られている点で、信頼としての本性が不明瞭になっている
- コミットメント説による信頼概念を用いると、認知的信頼に強すぎる条件を課すことなく、道徳的要素を含めることができる
- それによると、認知的信頼はある命題を適切に主張するコミットメントへの期待を含む
- これにより、認知的信頼は信頼たりうる
- ここで、適切に主張することの内実を明らかにするべきである

3

「適切に主張する」 とは何をすることか

Hinchman (2014)で提示されたAssurance
Viewを手がかりにして考える

Hinchman (2014) “Assurance and Warrant” (こついで)

- 証言の認識論：Assurance View (確信説)
 - 「伝える (tell) 」ことでは聞き手を「確信させる (assure) 」ことによつて、直接に知識が獲得される
 - ≠ 推論や証拠の吟味によつて知識が獲得される
 - 話し手と聞き手との「信頼 (trust) 」関係
 - 話し手は聞き手に対して、自分を信頼してくれるように誘う (invite one to trust)
 - 証言とは内容ではなく人を信じるものだ
- ❖ Hinchman(2014)はHinchman(2005)に多くを負っているが、いくつかの点で立場が異なっているため、ここではもつぱら前者を検討の対象とする

3.1 話し手の能力について

- **Truth-conducive reliability** : 聞き手の文脈に関係なく、聞き手に対して真であることを述べる能力
 - e.g., 一般的な食料品とアレルギー物質について体系的な知識を持っている

 - **Closure-conducive reliability** : 聞き手の文脈依存的な要求を満たすことを述べる能力
 - e.g., あるクッキーを食べようかどうか迷っているナッツアレルギーの子どもに「このクッキーにナッツは入っていない」と信じさせる
- ❖ ヒンチマンはreliabilityをプロセスの信頼性としてではなく、むしろ話し手の能力として捉えている (cf. Hinchman 2014: 17) 。

(続き)

- Truth-conducive reliability : 適切なことを主張する能力 (適切なこと \leftrightarrow 真であること)
- Closure-conducive reliability : 適切なことを適切なきに適切なひとに対して適切な仕方で主張する能力
 - それ以外のことを主張しないということも含意されている

3.1.1 Closure-conducive reliabilityとは何か

- CCR : 聞き手の熟慮 (deliberation) に介入することで、それを終わらせる

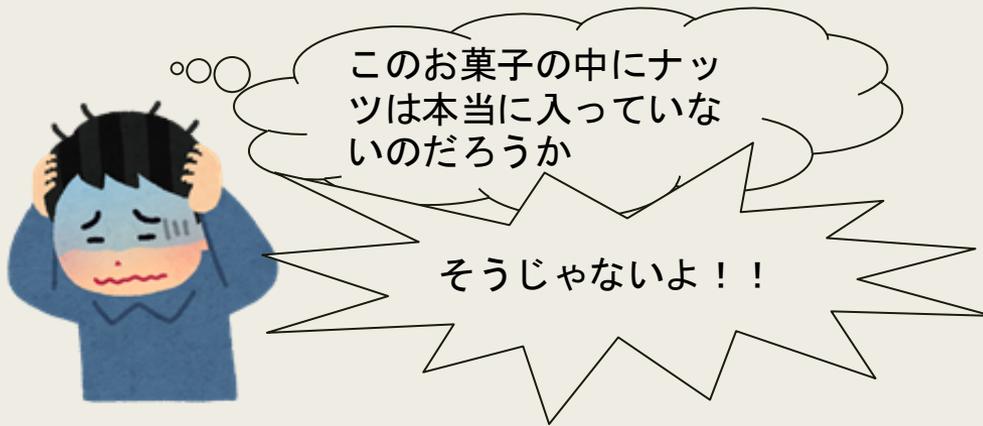


3.1.2 CCRのもう少し細かい特徴づけ

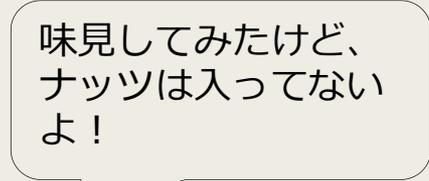
- 反事実条件的な仕方では聞き手の熟慮の文脈に立つ (Hinchman 2014: 17)
- 「認識的なニーズ (epistemic needs)」に適切に反応する
 - 聞き手がPかPでないかを決めるためには何を伝えてあげれば良いのかを相手の立場に立って考え、その上で伝える
 - ≠ 聞き手に新しい証拠を与える (Hinchman 2014: sec. 1)
 - ≠ 聞き手にアドバイスを与える (Hinchman 2014: 48)

3.1.3 CCRはなぜ必要か？

□ ナッツアレルギーの例 (cf. Hinchman 2014: 22; 一部改変)



Aくん：ナッツアレルギー

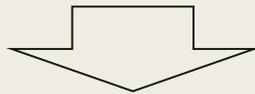


Sさん：ナッツの味が嫌い

たとえば本当にそのお菓子の中にナッツが入っていなかったとしても、Aくんの文脈にとって、Sさんの文脈からなされた「ナッツが入っていない」という主張は、熟慮を合理的な仕方で行うために役に立たない

3.1.4 CCRはmanifestされ、聞き手に把握されている必要がある

- 話し手は、自分が証言を向けている聞き手の熟慮を終わらせることに対してCCRを持っているということを表明 (manifest) し、それによって聞き手を確信させなければならない
 - ≠ただCCRという能力を持っている
 - (ただし高萩の解釈では、CCRにはCCRを表明する能力も含まれる)



伝える内容の問題から伝え方の問題へ

3.2 伝え方について

- ヒンチマンによる「伝える(tell)」の定義

(T) SがAに対してpを（誠実に）伝えているのは、

Sがpを提示するにあたって、Aがpと信じることに對する一応の、しかし決定的な資格(a *prima facie* but conclusive entitlement)を持つことができるように意図していて、Aがまさにその意図を認識することを通してSはそうしようとしているのだ、と認識している

とき、かつそのときのみである（Hinchman 2014: 14）

(続き)

- 「一応の、しかし決定的な資格(a *prima facie* but conclusive entitlement)」
 - 資格が一応のものである
 - 資格が阻却可能(defeasible)である (≡ pを信じることによって信念体系に不整合が出るような証拠が提示されれば、その資格はなくなる)
 - 資格が決定的なものである
 - もしAがSを信じているなら、文脈上、その信念が認識的に保証された (≡正当化された) ものだと考える上で、それ以上の熟慮的な根拠を必要としない

(さらに続き)

- しかし話し手には、「一応の、しかし決定的な資格(a *prima facie* but conclusive entitlement)」を与えることができる場合とできない場合がある
 - 話し手だって万能ではない...



それぞれの場合にどのような伝え方をすることが「適切」か

3.2.1 「今年の冬は寒くなりそう？」 (Hinchman 2014: 8; 一部改変)

- 登場人物
 - アキラとサオリ
 - アキラ：暖かい南の地方に住んでいる
 - 寒さがとても苦手
 - サオリ：寒い北の地方に住んでいる
 - 寒さは苦手ではない
- 場面設定
 - 今は秋、今年の冬にアキラはサオリのところを訪れようとしている

サオリが住んでいるところでは、今年の冬は寒くなるのだろうか...



(続き)

- アキラが「今年の冬は寒くなりそう？」と尋ねる
- サオリは「今年の冬は穏やかだ」と信じている

今年の冬は寒くなりそう？



今年の冬は穏やかになり
そうだ



???

3.2.2 聞き手の熟慮の文脈 1 : 話し手が、一応の、しかし決 定的な資格を与えられる

- アキラは、サオリのところが寒くなりそうならば、半額セール中にジャケットを購入してしまおうと考えている
- サオリは、アキラの欲求や経済事情を知っている
 - ① 今そのジャケットを購入しなくてもアキラは後で購入する
 - ② 仮に後で、もとの値段でアキラがそのジャケットを購入したとしても、それはアキラの資産にとって痛手にはならない
- サオリは、アキラに対して何が「一応の、しかし決定的な資格」になるかをわかっている

(続き)

寒くなるのであれば、セール中にジャケットを買いに行こう！



アキラはそのジャケットを欲しがっているなあ

私がアキラなら、その地方に住んでいる人から「今年の冬は穏やかになりそう」と言われれば十分！

アキラは昇給したばかりだ



今年の冬は穏やかになりそう

3.2.3 文脈1でサオリは何をしているのか

- 証言によって「一応の、しかし決定的な資格」を与えている = アキラを確信させている
 - アキラは、新しい証拠が提示されるなどしない限り、それ以上熟慮を続ける必要がなくなる
- 「伝える」ことは「アドバイスする」ことではない
 - アドバイスの場合は、受け取った言葉もまた熟慮のなかでひとつの「理由(reason)」として扱われ、それによって熟慮が終わることはない(cf. Hinchman 2014: 48)

3.2.4 聞き手の熟慮の文脈2：話し手が、「一応の、しかし決定的な資格」を与えられない

- アキラは実は寒いところが本当に苦手であり、もしサオリの住んでいる地方が寒くなるのならば、行くことをやめようと思っている
- アキラは今回、サオリの住んでいるところで重要な用事があるわけではない（冬に行かなくても不利益はない）
- サオリは、何が「一応の、しかし決定的な資格」になるか分からない

(続き)

寒くなるのであれば、行くのやめようかなあ

アキラは寒いところがとても苦手だ

アキラに何と云えば良いのだろうか...

暖かくなってから来てもアキラに不利益はない

私は今年の冬が穏やかになると信じたけれど、確かだとは言えないな。私が住んでいるところの冬の気候を予測するのは難しいんだ。

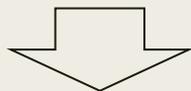


3.2.5 文脈2でサオリは何をしているのか

- 証言による確信(assure)を与えることを控えている
 - アキラに対する尊敬(respect)を表明している
 - アキラに対して、単にサオリの言葉に依拠するのではなく、事柄を自分で熟慮するように誘っている(invite [one] to deliberate the matter on his own, not simply relying on your word)
- 「伝える」ことは「信じ込ませる」(≡ 洗脳、命令) ことではない
 - 相手の熟慮を尊重し、相手に任せることもできる

3.2.6 適切な伝え方とは？

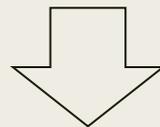
- 話し手が聞き手の熟慮に対して「一応の、しかし決定的な資格」を与えることができる場合
 - (T) のような仕方で相手を確認させる
- 話し手が聞き手の熟慮に対して「一応の、しかし決定的な資格」を与えることができないような場合
 - 確信を与えることを控えて、相手に委ねる



伝え方を調整できるというのも、ひとつのCCR

3.2.7 話し手は何にコミットしているのか

- 聞き手を認識主体として扱うこと
 - ≠ 熟慮する能力のない主体
- 熟慮する能力を持つ認識主体として扱う限りで、話し手はCCRを発揮することにコミットしていなければならない



聞き手はこの話し手のコミットメントを認識することによって、
話し手を**信頼**する

Sec. 3 のまとめ

- Hinchman (2014)を使って、マックローやホーリーの研究では明らかにされていなかった「適切に主張する」の内実を明らかにした
- TCRだけでなく、CCRも発揮する
 - 他人に何かを「伝える」とは、アドバイスすることや信じ込ませることではない
- 聞き手を熟慮のできる認識主体として扱った上で話し手が主張する

認識的信頼とは何か

HがpについてSに認識的信頼を置くのは、次のときであり、かつそのときに限る。

(1) Hがpと信じ、かつ、

(2) Hは、SがHにpと伝える (tell = SがHを熟慮のできる認識主体として扱った上でpと主張する) というコミットメントをSが持つと期待し、かつ、

(3) Hは、Hのpという信念について、Sの伝えること (とHに思われるもの) に依拠しており、かつ、

(4) Hは、Sを、pについて認識的によい位置にいると見なしている。

おわりに

- 本発表で分析した認識的信頼は認識的正当化にどのように寄与するのか？
- 信頼の哲学は未だ発展途上にあり、認識的信頼をよりよく特徴づけ、分類する信頼の説明が登場することが期待される
- フリッカーの証言的不正義の議論を認識的信頼によってより豊かなものにする

ご清聴ありがとうございました

本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2123の支援を受けたものです

参考文献

- Adler, J. E. (1994) "Testimony, Trust, Knowing" *The Journal of Philosophy*, Vol.91, No.5, pp.264-275.
- Anscombe, G. E. M. (1979) "What is it to believe someone?" C. F. Delaney (ed.), *Rationality and religious belief*, Notre Dame University Press. pp. 141-51.
- Baier, A. (1986) "Trust and Antitrust," *Ethics*, 96, pp. 231-60.
- Broncano (2008) "Trusting others. The epistemological authority of testimony" *Theoria: An International Journal for Theory, History and Foundations of Science*, Vol. 23, No. 1(61), pp. 11-22.
- D'Cruz, J. (2020) "Trust and Distrust," Judith Simon (Ed.), *The Routledge Handbook of Trust and Philosophy*, New York: Routledge
- Hardin, R. (2002) *Trust and Trustworthiness*. Russel Sage Foundation.
- Hardwig, J. (1991) "The Role of Trust in Knowledge" *The Journal of Philosophy*, Vol. 88, No. 12, pp. 693-708.
- Hawley, K. (2014) "Trust, Distrust and Commitment," *Noûs*. 48:1, pp. 1-20.
- Holton, R. (1994) "Deciding to trust, coming to believe," *Australasian Journal of Philosophy*, 72:1, pp. 63-76.
- Horsburgh, H. J. N. (1960) "The Ethics of Trust," *The Philosophical Quarterly* 10 (41), pp. 343-54.
- Hinchman, E. S. (2005) "telling as Inviting Trust," *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 70, No. 3, pp. 562-587.
- —(2014) "Assurance and Warrant," *Philosophers' Imprint*, Vol. 14, No. 17, pp.1-58.

- Jones, K. (1996) "Trust as an Affective Attitude," *Ethics*. 107, pp. 4-25.
- Kallestrup, J. (2020) "The Epistemology of Testimonial Trust" *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. CI No. 1, pp.150-74.
- Kelp, C. & Simion, M. (forthcoming) "What is Trustworthiness?" *Noûs*.
- Lackey, J. (2006) "The nature of testimony," *Pacific Philosophical Quarterly* 87: 177-97.
- Orrigi, G. (2004) "Is Trust an Epistemological Notion?" *Episteme*, Volume 1, Issue 1, pp. 61-72.
- —(2008) "Trust, authority and epistemic responsibility" *Theoria: An International Journal for Theory, History and Foundations of Science*, Vol. 23, No. 1(61), pp. 35-44.
- — (2019) "Trust and Reputation as Filtering Mechanisms of Knowledge" Miranda Fricker, Peter J. Graham, David Henderson, Nikolaj J.L.L. Pedersen(eds.) (2019) *The Routledge Handbook of Social Epistemology*, Routledge, pp.78-86.
- Fricker, M. (2007) *Epistemic Injustice*, Oxford University Press.
- McCraw, B. W. (2014) "Virtue Epistemology, Testimony, and Trust" *Logos & Episteme*, V, 1 pp. 95-102.
- —(2015) "The Nature of Epistemic Trust," *Social Epistemology*, Vol. 29, No. 4, pp.413-430.
- —(2019) "Proper Epistemic Trust as a Responsibilist Virtue," Katherine Dormandy (ed.), *Trust in Epistemology*, Taylor & Francis Group, pp. 189-217.
- McLeod, C. (2020) "Trust" Edward N. Zalta (ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- McMyler, B. & Ogungbure, A. (2018) "Recent Work on Trust and Testimony" *American Philosophical Quarterly*, Vol. 55, No. 3, pp. 217-230.
- 小山虎他 (2018) 『信頼を考える リヴァイアサンから人工知能まで』 勁草書房.